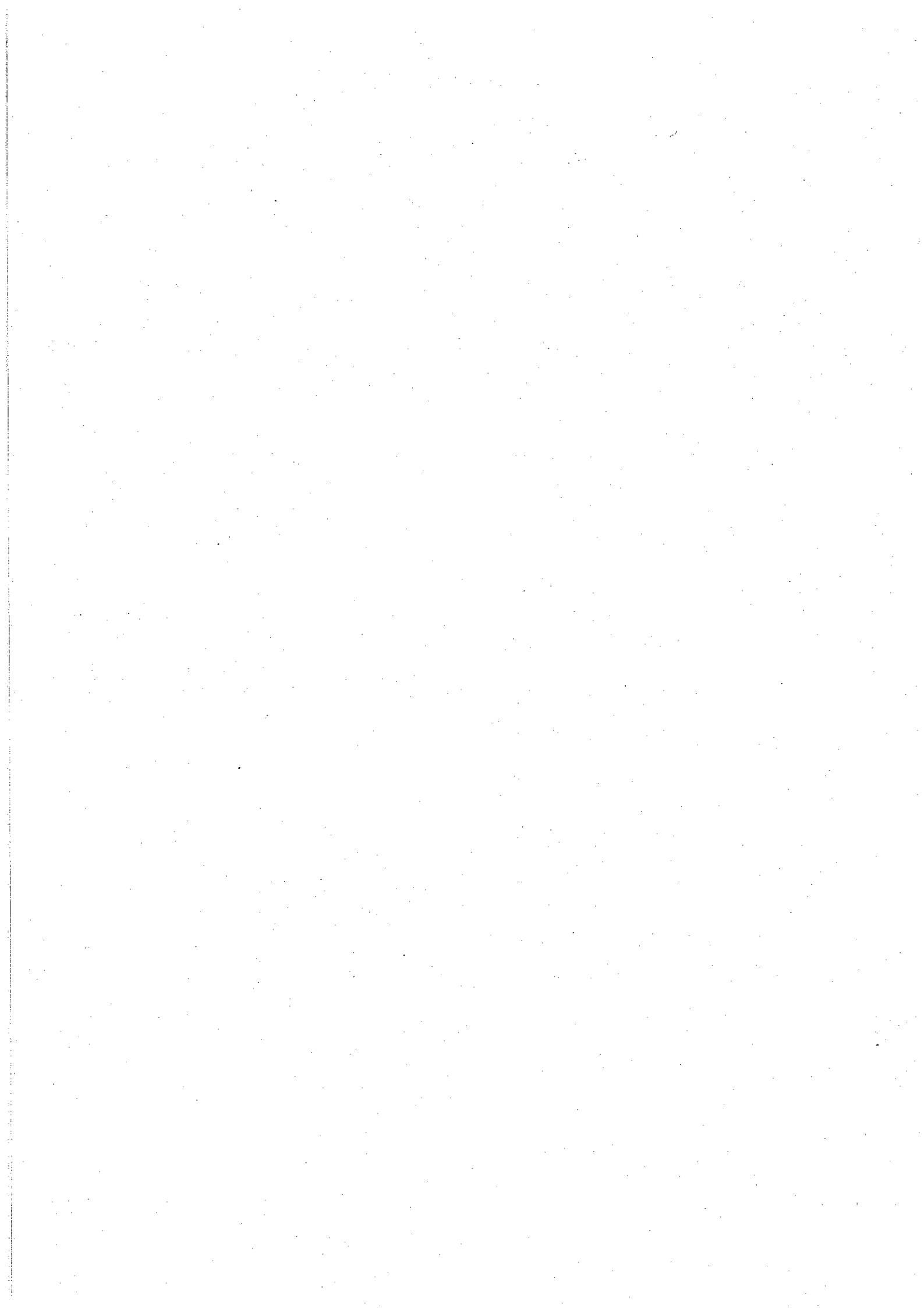


令和6年1月21日執行

甲良町長選挙及び甲良町議会議員一般選挙

## 公費負担の手引き

甲良町選挙管理委員会



## はじめに

この手引きは、甲良町長選挙及び甲良町議会議員一般選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラの作成並びに選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担を受ける場合の手続きについて記述したものです。

## 目次

1. 公費負担制度とは.....	1
2. 公費負担の種類.....	1
3. 対象となる候補者.....	1
4. 公費負担の限度額.....	2
5. 諸手続き.....	4
6. 選挙運動用の公費負担制度 Q & A .....	19

## 1. 公費負担制度とは

この制度は、甲良町長選挙及び甲良町議会議員一般選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、甲良町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

## 2. 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、町の条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

## 3. 対象となる候補者

この公費負担制度においては、町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。

供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

### 供託物没収点

- ・町長選挙の場合            供託物没収点 有効投票数÷10
- ・町議会議員選挙の場合   供託物没収点 (有効投票数÷議員定数10人) ÷10

※参考 前回選挙有効投票数    町長 4,095 票            町議会議員 4,154 票

#### 4. 公費負担の限度額

##### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分		内容等	限度額
1 一般運送契約（ハイヤー等契約）		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	各日について 64,500 円
2 その他の契約 （一般運送契約 以外）	① 自動車の借入れ	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額（同一の日において1台に限る）	各日について 現行 15,800 円 (改正後 <u>16,100 円</u> )
	② 燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	現行 7,560 円 (改正後 <u>7,700 円</u> ) × 選挙運動日数
	③ 運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額  (同一の日において1人に限る)	各日について 12,500 円

※1の契約と2の契約は、どちらか選択となります。

※最大で1日あたりの限度額に告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。

※選挙が無投票となった場合は、届出日（告示日）1日のみが対象となります。

##### (2) 選挙運動用ビラの作成

選挙種別	上限枚数	上限単価
町長選挙	5,000 枚	現行 7円51銭 (改正後 <u>7円73銭</u> )
町議会議員選挙	1,600 枚	(1枚あたり)

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※町選挙管理委員会が交付した証紙を張った2種類以内の選挙運動用ビラの作成に係る費用のうち、1枚あたりの単価限度額と作成限度枚数により算出されるビラ作成費用限度額の範囲内で公費負担します。

※規格等：長さ29.7センチメートル、幅21.0センチメートル（A4版）以内

※頒布の方法：新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会会場内、街頭演説の場所

**【例1】 議会議員選挙運動用ビラ 2,000 枚の作成を 15,000 円で契約した場合**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $15,000 \text{ 円} \div 2,000 \text{ 枚} = 7 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}$ になります。
- この場合は、作成単価は上限以下ですが作成枚数が上限を超えているため、 $7 \text{ 円 } 50 \text{ 銭} \times 1,600 \text{ 枚} = 12,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となり、この額を超える分 3,000 円は、候補者の負担になります。

**【例2】 議会議員選挙運動用ビラ 1,500 枚の作成を 15,000 円で契約した場合（現行単価で計算）**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $15,000 \text{ 円} \div 1,500 \text{ 枚} = 10 \text{ 円}$ になります。
- この場合は、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7 \text{ 円 } 51 \text{ 銭} \times 1,500 \text{ 枚} = 11,265 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
- この額を超える分 3,735 円は候補者の負担になります。

**(3) 選挙運動用ポスターの作成**

内容等	上限枚数	限度額（単価）
選挙運動用ポスターの作成 （長さ 42 センチメートル 幅 30 センチメートル以内）	64 枚（ポスター掲示場数）	現行 5,377 円 $(525 \text{ 円 } 06 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 } 64 + 310,500 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数 } 64$ ※1円未満の端数がある場合には、これを1円とします。
		改正後 5,483 円 $(541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数 } 64 + 316,250 \text{ 円}) \div \text{ポスター掲示場数 } 64$ ※1円未満の端数がある場合には、これを1円とします。

**【例1】 選挙運動用ポスター100枚の作成を 300,000 円で契約した場合**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $300,000 \text{ 円} \div 100 \text{ 枚} = 3,000 \text{ 円}$ になります。
- この場合は、作成単価は上限以下ですが作成枚数が上限を超えているため、 $3,000 \text{ 円} \times 64 \text{ 枚} = 192,000 \text{ 円}$ が公費負担の対象となります。
- この額を超える分 108,000 円は、候補者の負担になります。

**【例2】 選挙運動用ポスター80枚の作成を 600,000 円で契約した場合（現行単価で計算）**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $600,000 \text{ 円} \div 80 \text{ 枚} = 7,500 \text{ 円}$ になります。
- この場合は、作成単価が上限を超え、かつ作成枚数も上限を超えているため、

5,377円×64枚=344,128円が公費負担の対象となります。

この額を超える分255,872円は、候補者の負担となります。

## 5. 諸手続き

### 【1】契約手続と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ア 届出先 甲良町選挙管理委員会
- イ 届出期日 契約が立候補届出より前の場合…立候補届出時  
契約が立候補届出より後の場合…契約締結後直ちに
- ウ 添付書類 各業者等との契約書の写し

### 注意

- ・「選挙運動用自動車の使用」において、「一般常用旅客自動車運送業者との契約以外の契約の場合」については、①自動車の借入れ、②燃料代、③運転手の雇用のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- ・契約の相手方が生計を一にする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

### 【2】確認申請

下記アについては、【1】の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

#### ア 確認申請が必要なもの

- ・選挙運動用自動車の燃料代……金額の制限範囲内であることの確認
- ・選挙運動用ビラの作成……作成限度枚数の確認
- ・選挙運動用ポスターの作成……作成限度（掲示場数）の確認

#### イ 確認申請の方法

- ・確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・確認申請書には、候補者又はその代理人が直接持参してください。

#### ウ 確認申請書の提出先 甲良町選挙管理委員会

#### エ 確認書の交付

- ・申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・交付を受けた確認書は、直ちに業者に提出してください。
- ・確認書は、契約業者が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用（作成）証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際に請求書に添付する必要があります。

【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

(1) 請求する際に必要な提出書類

		必要書類
選挙用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー）	①請求書【様式第19号その1】 ②請求内訳書【(別紙)その1】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第17号その1】
	上記以外の契約による場合 自動車の借入れ	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第19号その1】 ②請求内訳書【様式第19号（別紙）その2（自動車の借入れ）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第17号その1】
	燃料代	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第19号その1】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの） ②請求内訳書【様式第19号（別紙）その2（燃料代）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第17号その2】 ④自動車燃料代確認書【様式第16号その1】
	運転手の報酬	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第19号その1】 ②請求内訳書【様式第19号（別紙）その2（運転手）】 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第17号その3】



選挙運動用ビラの作成	①請求書（ビラの作成）【様式第19号その2】 ②請求内訳書【様式第19号その2（別紙）】 ③ビラ作成証明書【様式第18号】 ④ビラ作成枚数確認書【様式第16号その2】
選挙運動用ポスターの作成	①請求書（ポスターの作成）【様式第19号その3】 ②請求内訳書【様式第19号その3（別紙）】 ③ポスター作成証明書【様式第18号の2】 ④ポスター作成枚数確認書【様式16号その3】

(2) 請求書の提出の際の注意

- ・支払方法は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・請求書に誤りがある場合は、再度提出していただく場合がありますのでご注意ください。

(3) 請求書の提出先

522-0244 甲良町大字在士353番地1

甲良町選挙管理委員会事務局 電話：0749-38-3311

## 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

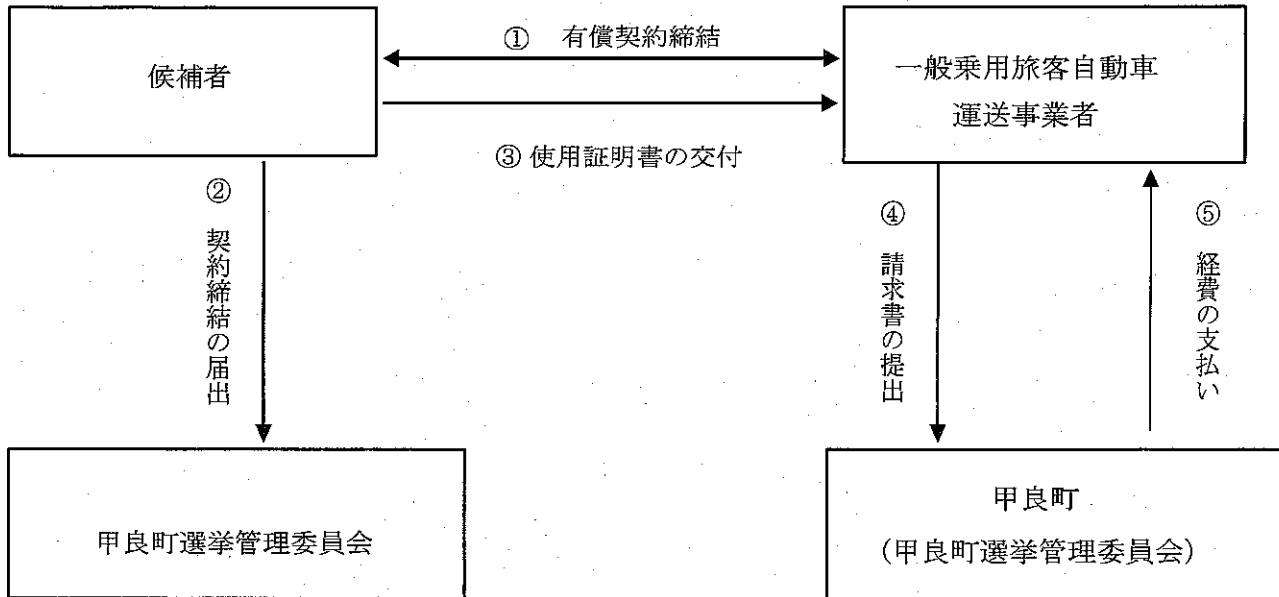
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合）

### ■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第14号その1】	
請 求 の 時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第17号その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第19号その1】	
	請求内訳書【（別紙）その1】	

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ハイヤー・タクシーの借上げ



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第14号その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第17号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第19号その1】 請求内訳書 【(別紙)その1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運送事業者)		

注意1 供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、甲良町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の自動車の借入）

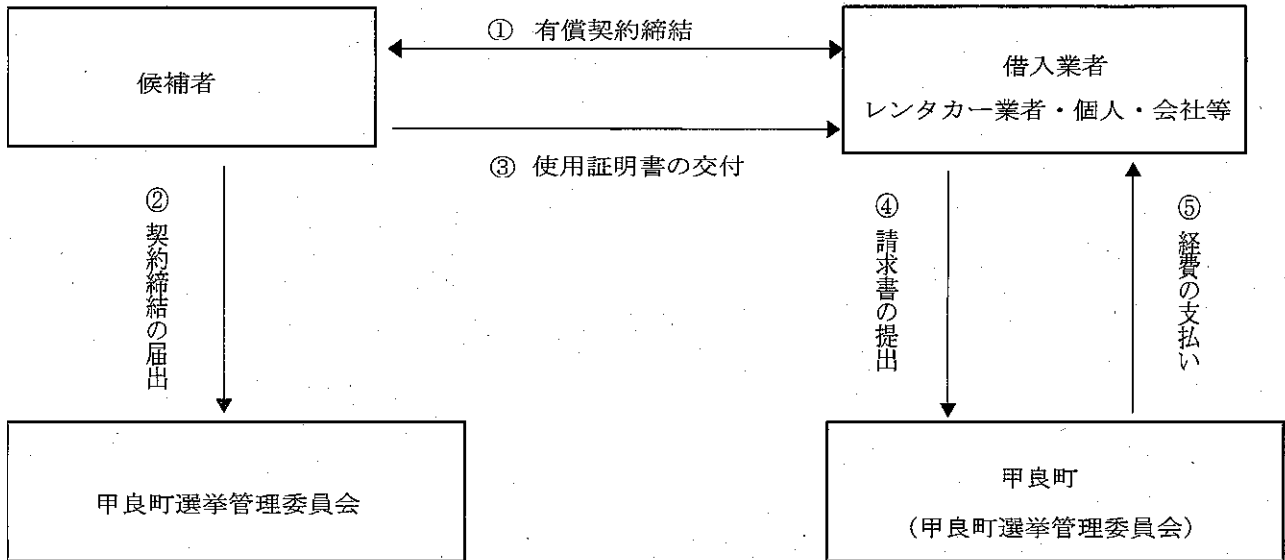
### ■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック
あらかじめ	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第14号その1】	
請求の時	選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第17号その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第19号その1】	
	請求内訳書 【様式第19号（別紙）その2（自動車の借入れ）】	

## 選挙運動用自動車の使用

(自動車の借入れ)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車賃貸借契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第14号その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第17号その1】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第19号その1】 請求内訳書 【様式第19号(別紙)その2(自動車の借入れ)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運送事業者)		

注意 1 供託物が没収される候補者の経費については、借入業者は町長へ④の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、甲良町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

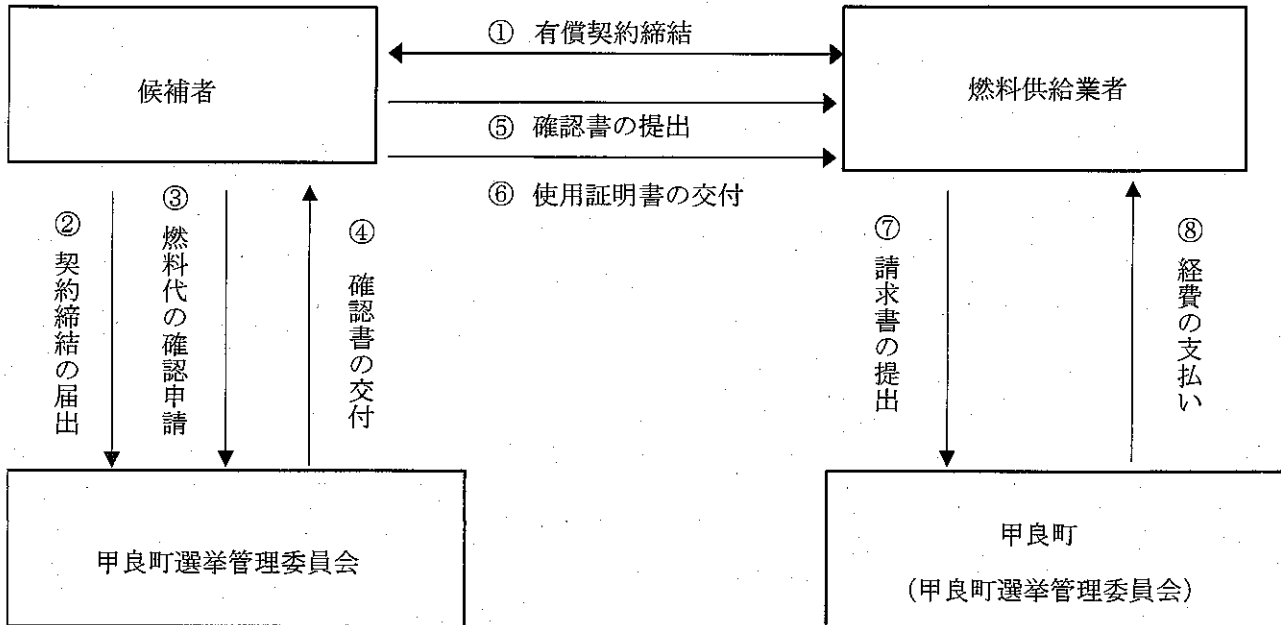
### ■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様式名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第14号その1】	
請 求 の 前	自動車燃料代確認申請書【様式第15号その1】	
請 求 の 時	自動車燃料代確認書【様式第16号その1】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料）【様式第17号その2】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第19号その1】	
	請求内訳書【様式第19号（別紙）その2（燃料代）】	
	給油伝票の写し	

選挙運動用自動車の使用

(燃料代)

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第14号その1】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	自動車燃料代確認申請書 【様式第15号その1】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	自動車燃料代確認書 【様式第16号その1】	③の使用証明書
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第17号その2】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第19号その1】 請求内訳書 【様式第19号(別紙)その2(燃料代)】	④の確認書 ⑥の使用証明書給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (町⇒燃料供給業者)		

注意 1 供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、甲良町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用自動車の使用（運転手）

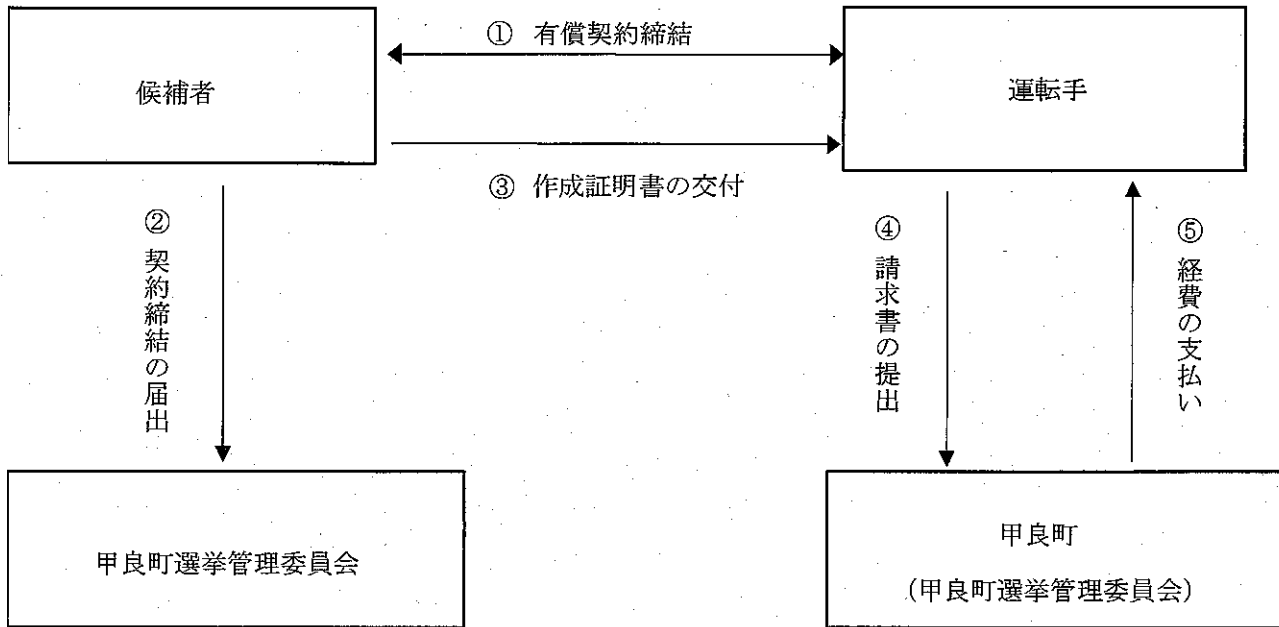
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

### ■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第14号その1】	
請 求 の 時	選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第17号その3】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第19号その1】	
	請求内訳書【様式第19号（別紙）その2（運転手）】	



選挙運動用自動車の使用  
(運転手の雇用)  
※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転手契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第14号その1】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第17号その3】	
④	請求書の提出 (運転手⇒町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第19号その1】 請求内訳書 【様式第19号(別紙)その2(運転手)】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (町⇒運転手)		

注意1 供託物が没収される候補者の経費については、運転手は町長へ④の請求をすることができません。

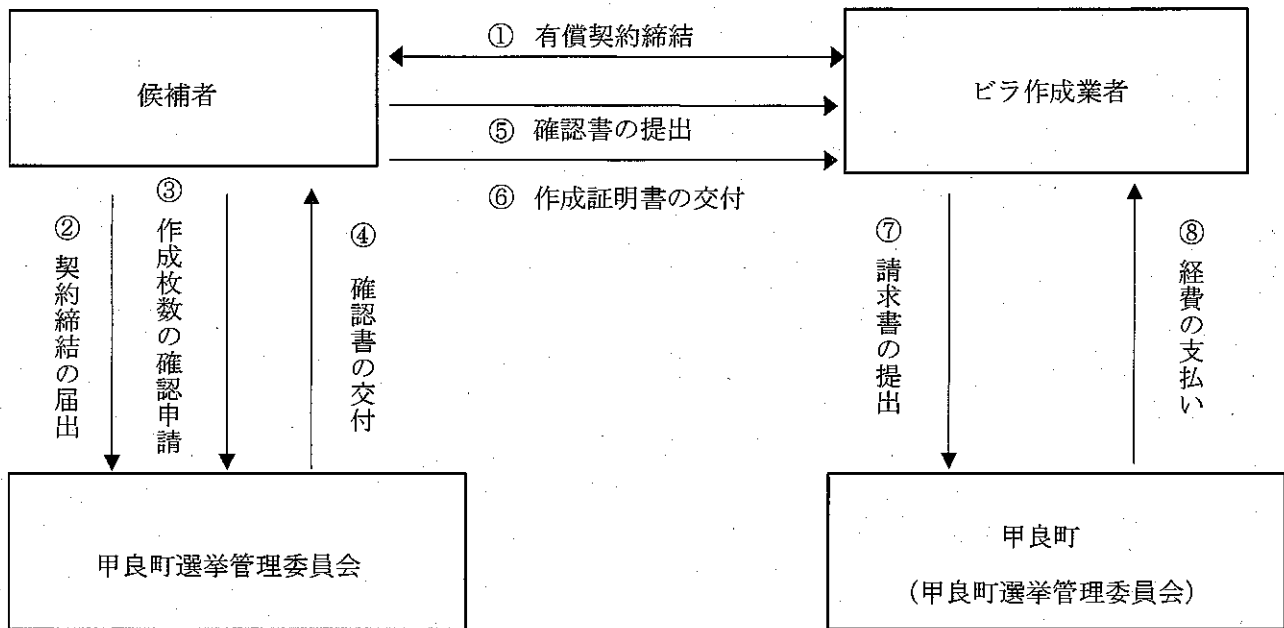
2 町に対する上記の請求については、甲良町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ビラの作成

■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	ビラ作成契約届出書【様式第14号その2】	
請 求 の 前	ビラ作成枚数確認申請書【様式第15号その2】	
請 求 の 時	ビラ作成枚数確認書【様式第16号その2】	
	ビラ作成証明書【様式第18号】	
	請求書（ビラの作成）【様式第19号その2】	
	請求内訳書【様式第19号その2（別紙）】	

### 選挙運動用ビラの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	ビラ作成契約届出書 【様式第14号その2】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	ビラ作成枚数確認申請書 【様式第15号その2】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	ビラ作成枚数確認書 【様式第16号その2】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ビラ作成業者)	ビラ作成証明書 【様式第18号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒町)	請求書(ビラの作成) 【様式第19号その2】 請求内訳書 【様式第19号その2(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書作成した ビラの見本
⑧	経費の支払 (町⇒ビラ作成業者)		

注意1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

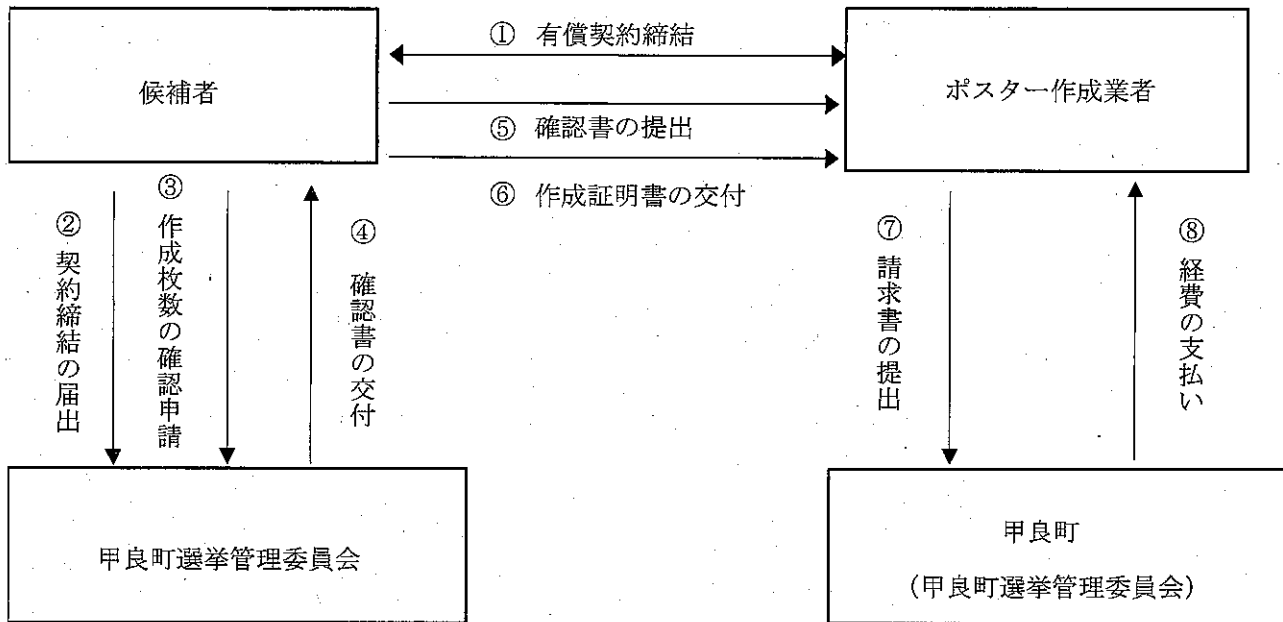
2 町に対する上記の請求については、甲良町選挙管理委員会で受け付けます。

## 選挙運動用ポスターの作成

### ■選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出 時期	様 式 名	チェック
あ ら か じ め	契約書の写し	
	ポスター作成契約届出書【様式第14号その3】	
請 求 の 前	ポスター作成枚数確認申請書【様式第15号その3】	
請 求 の 時	ポスター作成枚数確認書【様式第16号その3】	
	ポスター作成証明書【様式第18号の2】	
	請求書（ポスターの作成）【様式第19号その3】	
	請求内訳書【様式第19号その3（別紙）】	

## 選挙運動用ポスターの作成



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	ポスター作成契約届出書 【様式第14号その3】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	ポスター作成枚数確認申請書 【様式第15号その3】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	ポスター作成枚数確認書 【様式第16号その3】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の交付 (候補者⇒ポスター作成業者)	ポスター作成証明書 【様式第18号の2】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒町)	請求書(ポスターの作成) 【様式第19号その3】 請求内訳書 【様式第19号その3(別紙)】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (町⇒ポスター作成業者)		

注意 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は町長へ⑦の請求をすることができません。

2 町に対する上記の請求については、甲良町選挙管理委員会で受け付けます。

## 6. 選挙運動用の公費負担制度 Q & A

このQ & Aは、甲良町長選挙及び甲良町議会議員一般選挙における選挙運動費用の公費負担制度を利用するにあたり、その参考としていただくために作成したものです。他の選挙とは制度の内容に異なる点がありますので、ご注意ください。

### 1. 共通

Q 1 選挙運動費用のうち、公費負担される費用はどのようなものがありますか。

A 1 次の費用が公費負担の対象になります。ただし、供託金を没収された候補者は、公費負担を受けることができません。

#### ① 選挙運動用自動車の使用

(A) ハイヤー契約に基づく場合（運転手雇用、燃料代含む一括契約）

- ・自動車の一括契約に係る費用

(B) ハイヤー契約に基づかない場合（別々に契約する場合）

- ・自動車の借入費用（レンタカー契約）
- ・自動車の燃料代
- ・運転手の雇用費用

※ (A) と (B) は併用できません。

#### ② 選挙運動用ポスターの作成

#### ③ 選挙運動用ビラの作成

※業者等と有償による契約を書面にて締結する必要があります。

Q 2 公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要がありますか。

A 2 選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成について候補者が公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面により締結し、それを選挙管理委員会に届出する必要があります。また、例として、自動車の借入れの場合では、契約書には次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

①有償契約であること ②契約期間の記載があること ③契約金額の記載があること

④車両が特定（車種、登録番号等）されていること ⑤契約年月日が記載されていること

⑥借受人が候補者であること

Q 3 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題はありますか。

A 3 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意に定められます。しかし、候補者の選挙運動用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正に契約を行っていただく必要があります。

Q 4 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 4 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 5 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約書を提出後すぐに行うべきですか。

A 5 それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 6 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象になりますか。

A 6 町に提出された公費負担の関係書類は、すべて情報公開の対象になります。

Q 7 公費負担制度を正しく利用するために、必要な書類や保管しておく書類には、どのようなものがありますか。

A 7 納品書、明細を記載した見積書などは、保管しておいていただくことで、公費負担の請求時などの際、手続きがスムーズになります。なお、選挙運動用自動車の燃料代の請求時には、車番など必要事項が記載された給油伝票（写し）の添付が義務付けされています。

## 2. 自動車の借入れ

Q1 公費負担の対象となるのは、どのような自動車ですか。

A1 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会から交付される表示板を取り付けた車両です。候補者1名につき1台です。

Q2 選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台を借りるが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A2 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

Q3 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合は、この代金はすべて公費負担の対象となりますか。

A3 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q4 選挙運動期間前から借入れしたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することはできますか。

A4 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

Q5 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいですか。

A5 選挙運動用自動車の借入に関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。



Q 6 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 6 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手方の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）からの借入れ

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

しかし、道路運送法第 80 条には、「自家用自動車は、国土交通大臣の許可を受けなければ、業として有償契約で貸し渡してはならない。」と規定されており、これに違反すると貸主が行政処分の対象となることがありますのでご注意ください。

Q 7 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れする場合、どのくらいの価格で契約すればいいのですか。

A 7 規約金額は、規約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるよう適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 8 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば公費負担の対象になりますか。

A 8 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象になりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

Q 9 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点を教えてください。

A 9 契約の相手方は、道路運送法第 3 条 1 号ハに規定する「一般常用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

### 3. 燃料の供給

Q 1 選挙運動用自動車に使用した燃料は、すべて公費負担の対象になりますか。

A 1 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と、限度額（現行7,560円（改正後7,700円）に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較して、いずれかの低い方の金額となります。

Q 2 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 2 選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象になりません。

Q 3 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担の申請はできますか。

A 3 公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です（2社合わせた金額と上限額を比較して少ない方になる）。ただし、燃料供給契約が書面により締結されていることが必要です。

Q 4 燃料補給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればいいですか。

A 4 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

### 4. 運転手の雇用

Q 1 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 1 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象になりません。

Q 2 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象になりますか。

A 2 選挙運動期間中の運転のみ、公費負担の対象です。選挙運動期間以外の運転は対象外です。

Q 3 法人と運転手派遣契約を締結した場合、公費負担の対象になりますか。

A 3 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。なお、ハイヤー契約（道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送業務を営業者」と自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用を一括で契約）の場合は、法人と契約できます。

Q 4 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか。

A 4 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業としている場合を除いて、公費負担の対象になりません。

## 5. 選挙運動用ビラ

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか。

A 1 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

Q 2 選挙運動用ビラには、規格など制約はありますか。

A 2 枚数 町長選挙 5,000枚以内 町議会議員選挙 1,600枚以内

種類 2種類以内

規格 長さ29.7cm×幅21cm（A4判）両面印刷可能

記載内容 特に制限はありませんが、ビラの表面に配布責任者と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。

証紙 配布するすべてのビラには、町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 3 選挙運動用ビラの配布は、どのような方法で行うことができますか。

A 3 次の場所において配布することができます。

- ①新聞折込による配布
- ②候補者の選挙事務所内における配布
- ③個人演説会の会場内における配布
- ④街頭演説の場所における配布

Q 4 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 4 例えば、双方の作成枚数からデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費と対象外経費用に区別する必要があります。このようなことを避けるため、個々に契約することが勧められます。

## 6. 選挙運動用ポスター

Q 1 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか。

A 1 公職選挙法第 143 条第 1 条第 5 号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費の対象です。

Q 2 ポスター作製に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

A 2 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合には、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限がありません)。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらった場合、あわせて公費負担の対象となりますか。

A 3 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。名刺など選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象となりません。

Q 4 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。

A 4 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明ができる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することが勧められます。

## 7. 選挙運動用通常葉書

Q 1 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用について、公費負担を受けられますか。

A 1 町長選挙と町議会議員選挙においては、公費負担の対象外です。

